

2

世界自然遺産 5 地域会議（仮称）とは

5 地域会議（仮称）の設立趣旨等

■ 「世界自然遺産 5 地域会議」（仮称）の設立について

わが国の世界自然遺産は、1993年から2021年の間に5地域が登録されました。第1号の屋久島、白神山地は、2023年に登録30周年という大きな節目を迎えます。

登録された5地域は、それぞれの地域課題を抱えつつ、自然保護のために独自の工夫を重ね、また、連携して新しい自然保護理念の確立や政策提言などを検討してきたところです。

こうした中で、大阪・関西万博「TEAM EXPO 2025」関係機関から、自然遺産地域への参加の呼びかけがありました。これに積極的に応えて「世界自然遺産 5 地域会議」（仮称、以下「5 地域会議」という）を発足させ、活動の第1段階として大阪・関西万博での事業メニューや提言をまとめ、「共生」や「環境文化」という日本型自然保護のメッセージを世界に向けて発信する絶好の機会としていくこととします。

このため、関係市町村長、公益財団法人の他、趣旨に賛同する民間企業、活動団体、関係機関及び個人もメンバーとして考えていきます。

「5 地域会議」は、この作業と並行してそれぞれの遺産地域の課題や個別事例の整理を進め、暮らしと自然保護の「両立モデル」や新しい自然保護「理念」を確立して、これらを国内外に示すことを、第2段階の目標とします。

★「5 地域会議」は、2023年1月18日に屋久島で設立準備会を開催し、正式な発足を目指している（準備会には自然遺産関係 22 市町村、知床財団及び屋久島環境文化財団が参加予定）。

<日本独自の自然保護 = 世界へのメッセージ>

- 理念 = 暮らしと自然保護の「両立」
- システム = 「地域性」の調整の「仕組み、計画、制度」
- 自然遺産を「モデル」として提示—様々な「工夫・事例」

■ 「5地域会議」が目指すもの

5地域会議は、以下の活動に取り組みます。

- (1) 2025 日本国際博覧会（略称：大阪・関西万博）「TEAM EXPO 2025」への参画並びにその事業内容及び提言の検討
- (2) 世界自然遺産地域の課題や注目すべき先進的事例の収集整理、合意形成
- (3) 自然保護に係る新しい理念の深化並びに保護と振興の両立モデルの提示
- (4) 政府及び関係行政機関への政策提言の検討、とりまとめ
- (5) その他 5 自然遺産地域の保全活用に資する事業

■ 「5地域会議」の構成メンバー

5地域会議は以下のメンバーで組織するものとします。

- (1) 世界自然遺産地域または周辺地域の関係市町村の長
- (2) 世界自然遺産地域または周辺地域を活動領域とする民間企業、活動団体、関係機関
- (3) その他、5地域会議の趣旨に賛同する団体、個人

■ 「5地域会議」の設立に向けたスケジュール

2022年12月まで関係市町村、団体等に参加を呼びかけ、2023年1月18日（水）、屋久島において「世界自然遺産5地域会議」（準備会）を開催し、正式発足することを目指します。

■ 「5地域会議」設立の呼びかけ人

知床： 北海道斜里町 町長 馬場 隆
白神山地： 青森県西目屋村 村長 桑田 豊昭
秋田県藤里町 町長 佐々木 文明
小笠原諸島： 東京小笠原村 村長 渋谷 正昭
屋久島： 鹿児島県屋久島町町長 荒木 耕治（仮副代表）
奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島：
鹿児島県奄美市 市長 安田 壮平
沖縄県国頭村 村長 知花 靖
関係公益法人：公益財団法人 知床財団 理事長 村田 良介
公益財団法人 屋久島環境文化財団 理事長 小野寺 浩（仮代表）

「世界自然遺産 5 地域会議」が目指すもの

- 自然遺産地域の課題や注目すべき先進的事例について情報交換し合意形成を図る
- 日本型自然保護の「共生」理念を深め、保護と振興の両立モデルを提示
- 成果は大阪・関西万博で広く国内外へ発信し、5 地域の持続的発展の新たな契機へ

大阪・関西万博への参加
テーマ：「いのち輝く未来社会のデザイン」

世界自然遺産 5 地域会議

市町村長、地域の企業・活動団体等で構成

知床

- * 全国に呼び掛けて開拓跡地を原生林に戻す「知床 100 平方メートル運動」の実践
- * ヒグマ、エゾシカなどの生態研究
- * エコツアーガイドと連携して利用者コントロール策を導入し、植生保護、ヒグマに対するリスク管理、快適利用の三者両立を実現

白神山地

- * 世界最大級のブナ原生林を活かした環境学習や森林生態系の研究
- * 分布が拡大するニホンシカに対する、住民、関係機関の連携による監視等対策の強化

小笠原

- * ホエールウォッチングや特異な自然・文化を活かしたエコツアーの推進
- * 島を挙げての外来生物対策や固有種の保護増殖の推進

5地域の様々な
取組 (例)

屋久島

- * 自然保護と暮らしの両立を目指す「環境文化」型地域づくりの普及
- * 里のエコツアー（島内集落の案内を集落住民が実施）の開発と実践
- * 水力発電の島に着目し「原生の自然を最先端技術で守る」ことをキーワードにした電気自動車の普及
- * 島内50年生スギ材による全木造の町役場庁舎新築

奄美沖繩

- * 外来種マンガースの、徹底的な駆除事業の実施
- * マスツアー・エコツアーの棲み分けと推進
- * 民間主導で結成された共同企業体による、電気バスを使用した、やんばるモデルツアーの実践
- * 島唄を通じて奄美の自然・文化を情報発信する奄美「環境文化」祭、CD売上の一部を保護活動に寄付
- * 入込客数の制限、来訪者・ガイド事業者の行動制限などを定めた「西表島観光管理計画」を策定

自然と共生する地域づくりの実践、住民・市民参加を事業推進の柱に

プロジェクト推進体制と会合開催

世界自然遺産 5 地域会議

構成メンバー：

5地域に関係する
全 22 市町村長及び 2 公益財団法人

今後、
民間企業、活動団体、関係機関等にも参加
呼びかけ (予定)

呼びかけ人：

5 地域代表の 7 市町村長及び
公益財団法人知床財団
公益財団法人屋久島環境文化財団

事務局：

公益財団法人屋久島環境文化財団

助言・協力：関係行政機関 (要請中)

顧問：学識経験者

2022年度
第 1 回会合

令和 5 年 1 月 18 日
屋久島で開催、
正式発足を予定

2023年度
第 2 回会合

2024年度
第 3 回会合

2025 年 4 / 13 ~ 10 / 13
大阪・関西万博

5 地域会議と大阪・関西万博への参加について

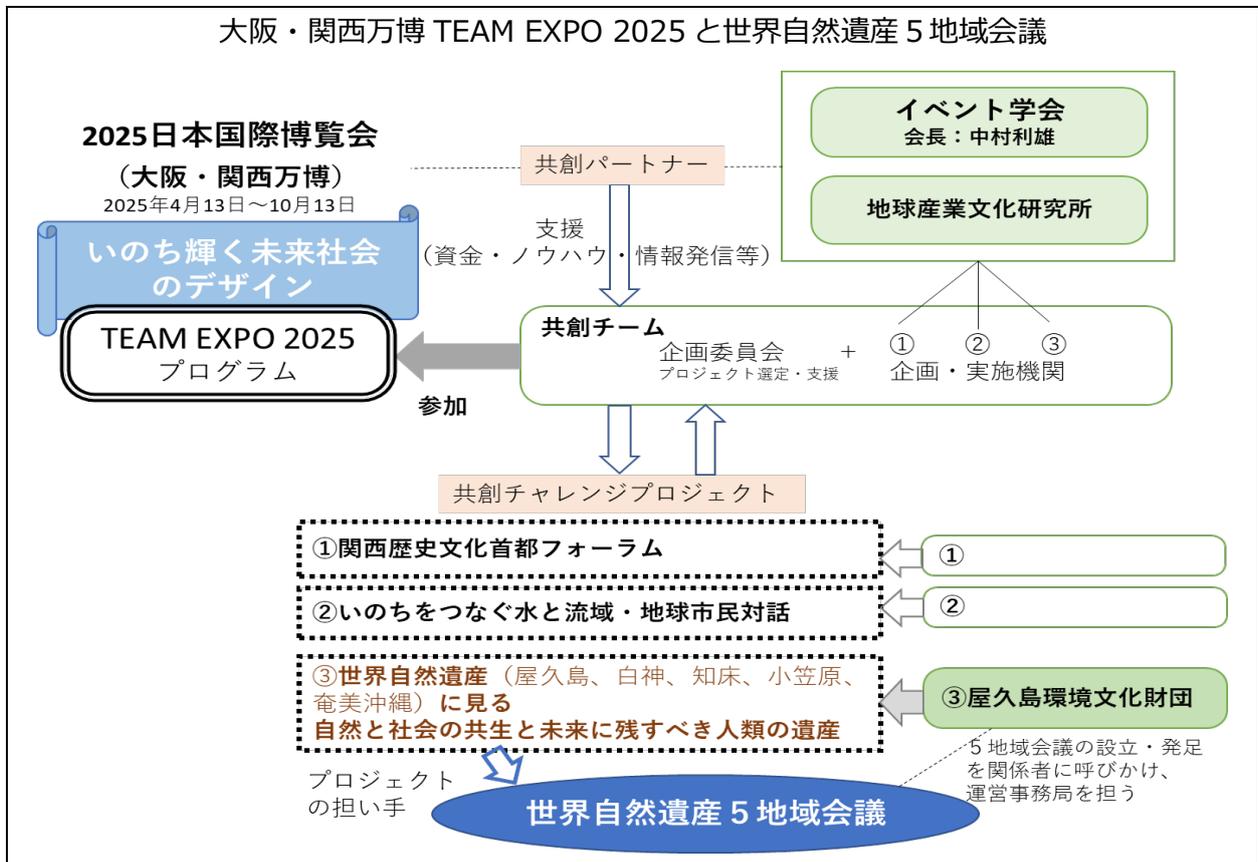
2025年日本国際博覧会（略称：大阪・関西万博）では、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、これを実現するために、様々な個人・団体の参加を募っています。

「TEAM EXPO 2025」は、そのためのプログラムの一つで、多様な人たちがチームを組み、多彩な活動で大阪・関西万博とその先の未来に挑むものであり、テーマの実践を通じてSDGsの達成に貢献していくことを目指しています。

イベント学会（中村利雄会長）と一般財団法人地球産業文化研究所（GISPRI）は、2005年日本国際博覧会（愛・地球博）が実現した「市民参加」の理念を継承し、大阪・関西万博の成功と万博による社会の持続可能な発展に貢献することを目指す団体の一つです。両者はこのような趣旨から、「歴史文化」「水と流域」「自然遺産」をテーマとする3つの取り組み（「共創チャレンジ」）によって、それぞれの企画・実施機関と協働して「TEAM EXPO 2025」に参加し、「共創パートナー」として、資金、技術・ノウハウ、情報発信等の面でサポートを行います（下図及び参考3参照）。

屋久島環境文化財団は、これに呼応し企画・実施機関の一つとして参加することとし、遺産地域市町村長及び関係者に「世界自然遺産5地域会議」（仮称）の設立、発足を呼びかけてきました。

わが国の世界自然遺産5地域で積み重ねてきた、自然遺産を未来に引き継ぐための多様な取り組みは、自然と共生する地域づくりの実践であり、いわばSDGsの先行事例と見ることができます。また、実施に当たっては、住民・市民参加を事業推進の大きな柱としてきたものです。こうした理念と取り組みの先導性は、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマの実現に多大な貢献ができるものと考えています。



「世界自然遺産5地域会議」(仮称)規約(案)

(名称)

第1条 本会の名称は、世界自然遺産5地域会議(以下「本会」という。)とする。

(目的)

第2条 本会は、世界自然遺産地域間の連携によって、日本の自然遺産の価値と日本型自然保護システムを国内外に発信するとともに、共通の地域課題解決に取り組み、各地域の持続的発展を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、世界自然遺産地域に係る次の者で組織する。

- (1) 世界自然遺産地域または周辺地域の関係市町村の長
- (2) 世界自然遺産地域または周辺地域を活動領域とする民間企業、活動団体、関係機関
- (3) その他、本会の目的に賛同する団体、個人

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 2025日本国際博覧会 TEAM EXPO 2025への参画並びにその事業内容、提言の検討
- (2) 世界自然遺産地域の共通課題や注目すべき先進的事例についての情報交換、合意形成
- (3) 自然保護に係る「共生」＝「環境文化」理念の深化並びに保護と振興を両立させるモデルの提示
- (4) 世界自然遺産5地域としての提言のとりまとめ
- (5) その他、目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に代表、副代表及び幹事を置く。

- 2 代表、副代表、幹事は、関係市町村の長等の互選により定める。
- 3 代表は、本会を代表し、会務を総理する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 幹事は、幹事会において、本会会議の議案及び本会の運営について審議する。

(顧問等)

第6条 本会に顧問、アドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問は、世界自然遺産に知見を有する有識者から選任する。
- 3 必要があると認めるときは、関係行政機関にアドバイザーへの就任を依頼する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、公益財団法人屋久島環境文化財団に置く。

(会議)

第8条 本会の会議は、必要に応じて代表が召集し、その議長となる。

- 2 本会は、必要があると認めるときは、会議に関係者その他の出席を求めることができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、代表が会議に諮って定める。

(付則)

この規約は、令和5(2023)年1月18日から施行する。